

青森県報

第四百四十三号

令和四年
四月四日
(月曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定介護機関の休止の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……一
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……二
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……二
- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) ……二
- 右 同……………(同) ……四
- 建設業者の許可の取消し……………(東青地民局) ……五
- 右 同……………(同) ……五
- 右 同……………(中南地民局) ……五
- 右 同……………(同) ……六

告 示

示

青森県告示第二百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業者		休 月 日 止
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人東北赤松福祉会	上北郡東北町字往来ノ下三四	デイサービスセンターえびさわ	上北郡東北町字外蛭沢前平六六の一	令 和 四 ・ 三 ・ 一
通所介護		居宅介護事業の種類		
訪問介護		居宅介護事業の種類		

青森県告示第二百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業者		廃 月 日 止
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社ウエルビーン	弘前市大字松森町六五の一	訪問介護事業所ウエルパーク	弘前市大字福田字巻屋四の一	令 和 四 ・ 三 ・ 一
訪問介護		居宅介護事業の種類		
訪問介護		居宅介護事業の種類		

青森県告示第二百三十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	名 称	所 在 地	休 月 日 止
	社会福祉法人東北赤松福祉会	上北郡東北町字往来ノ下三四	通所介護	デイサービスセンターえびさわ	上北郡東北町字外姥沢前六六一	令和四・三・一	

青森県告示第二百四十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	名 称	所 在 地	廃 月 日 止

株式会社ウエルブーン	弘前市大字松森町六五の一	訪問介護	訪問介護事業所ウエルパーク	弘前市大字福田字巻屋四の一	令和四・二・八
------------	--------------	------	---------------	---------------	---------

青森県告示第二百四十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和四年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
	特定非常利活動法人豊穰の杜	上北郡東北町上北南一丁目二二の九三	就労継続支援B型	豊穰ウエルネス	上北郡東北町上北南一丁目二二の九三	令和四・四・一	

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドラッグ青森港町店・セブンイレブン青森港町3丁目店

青森市港町三丁目六の三二外

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
有限会社沼田建設

青森市古館一丁目一〇の一

代表取締役 沼田智光

- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社ツルハ

北海道札幌市東区北二四条東二〇丁目一の二一

代表取締役 八幡政浩

2 未定

3 有限会社沼田建設

青森市古館一丁目一〇の一

代表取締役 沼田智光

- 四 大規模小売店舗の新設をする日

令和四年十一月二十三日

- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、〇七五平方メートル

- 六 大規模小売店舗の施設に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

七六台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

二九台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

一五五平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

三四立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 株式会社ツルハ

開店時刻 午前八時 閉店時刻 翌午前零時

(二) 未定

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十時

(三) 有限会社沼田建設

二十四時間

- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

二十四時間

- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

六か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(一) 荷さばき施設①

午前六時から午後九時まで

(二) 荷さばき施設②

午前六時から午後九時まで

(三) 荷さばき施設③

二十四時間

- 八 届出年月日

令和四年三月二十二日

- 九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和四年四月四日から同年八月四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

- 十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

- 1 提出期限

令和四年八月四日

- 2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カブセンター・マルシェ江陽店

八戸市江陽二丁目一五の四三外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社

青森市大字石江字三好一三〇の一 カブセンター西青森店二階

代表取締役 秦雅秀

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社

青森市大字石江字三好一三〇の一 カブセンター西青森店二階

代表取締役 秦雅秀

四 大規模小売店舗の新設をする日

令和四年十一月二十三日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、八〇五・二二平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

七八台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

四〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

二〇一・二七平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

七二・六六立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
紅屋商事株式会社

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十一時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後十一時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
三か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
二十四時間

八 届出年月日

令和四年三月二十二日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和四年四月四日から同年八月四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年八月四日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 カシマ興業

二 氏名 穴木沢サツ

三 主たる営業所の所在地 青森市大字三内字稲元三九の一三

四 許可番号 青森県知事許可(般一三〇)第一〇〇二二八号

五 取消年月日 令和四年三月一日

六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業及び管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和四年二月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 青三工業株式会社

二 代表者の氏名 櫻庭良光

三 主たる営業所の所在地 青森市大字新城字山田六一五の一六

四 許可番号 青森県知事許可(般一三〇)第一〇〇二〇〇号

五 取消年月日 令和四年三月十四日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和四年二月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 清野工業

二 氏名 清野義之

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字浜の町東一丁目九の一

四 許可番号 青森県知事許可(般一三)第一一四六九号

五 取消年月日 令和四年三月七日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業及び建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和四年一月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社ケイツーペイント

二 代表者の氏名 古川耕太

三 主たる営業所の所在地 平川市大坊福田七の五

四 許可番号 青森県知事許可（般一三〇）第二〇〇七七三号

五 取消年月日 令和四年三月七日

六 取消しに係る建設業の許可

塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和四年二月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円